

令和8年9月1日

組 合 員 各 位

尾道市農業協同組合
代表理事組合長 村上 俊二

共済規程の一部改正について、下記のとおり令和8年8月31日開催の理事会において決議しましたので、定款第55条第2項の規定にもとづき掲示いたします。

なお、改正の内容については、今後、広島県知事の承認を受け、効力が生ずることとなります。

記

1. 改正内容

自動車損害賠償責任共済について、法令改正への対応を行うとともに、現行実務との整合等を図るため、共済規程の一部を改正する。

2. 実施時期

令和9年4月1日（行政庁の承認が令和9年4月2日以後に行われたときは、その承認があった日とする。）

以 上